

旧優生保護法国家賠償請求訴訟（新規）について

2022年9月26日

第1 訴状の要旨

1 当事者

原告甲6 千葉利二：宮城県内在住（72歳）
原告甲7 長崎あすか（仮名）：宮城県内在住（60代）
原告甲8 長谷川繁（仮名）：宮城県内在住（60代）
被告：国

2 請求根拠

国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求

3 損害・請求額（各自）

優生手術により持って生まれた生殖機能を一方的に奪われた。
優生保護法に基づく長期の優生政策及び優生思想の社会への浸透によつて差別偏見を受け、人としての尊厳を傷つけられた人生被害。

これら身体的・精神的苦痛に対する慰謝料

慰謝料 3000万円

弁護士費用 300万円

合計 3300万円

4 旧優生保護法とは

優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止することを目的とする法律。本人が、「遺伝性精神病」「遺伝性精神薄弱」等であることや非遺伝性の「精神病又は精神薄弱」であることを理由として、都道府県優生保護審査会の審査を経れば本人の同意がなくとも、男女を問わず、生殖を不能とする方法（精管や卵管を結さつ又は切断及び結さつ）による手術（優生手術）や人工妊娠中絶を受けさせることが認められていた。

昭和24（1949）年から平成8（1996）年までの間に、本人の同意なく審査により行われた優生手術は約1万6500件に上る。

平成8（1996）年に母体保護法に改正。「不良な子孫の出生防止」に関する条文、遺伝性疾患・精神病を理由とした不妊手術や中絶を認める条項が削除された。

5 本件被害状況

(1) 原告千葉利二

統合失調症及び中等度知的障害と診断され、昭和45年～48年頃（20歳～24歳頃）、強制不妊手術を受けさせられた。現在は、兄夫婦と生活している。手術台帳等資料はないが、一時金の請求をしたと

ころ優生保護法に基づく手術であることが認定された。

(2) 原告長崎あすか

知的障害があり、14歳の時、強制不妊手術を受けさせられた。現在は施設で生活している。施設から送られてきた資料に手術に関する記載があり、その後個人情報開示請求を行ったところ、優生保護法に基づく手術であったことが分かった。

(3) 原告長谷川繁

知的障害、視覚障害があり、14歳の時、強制不妊手術を受けさせられた。現在は施設で生活している。個人情報開示請求を行ったところ手術に関する資料があり、優生保護法に基づく手術であったことが分かった。

6 国の責任

(1) 違法行為① 平成8年法改正前後の一連一体の不法行為

ア 旧優生保護法の制定と改廃しなかったこと

イ 優生政策の推進

ウ 優生手術の実施

エ 法改正後に人としての尊厳に対する被害について回復措置（優生条項の廃止の事実や理由の公表、謝罪等によるスティグマ除去、名誉回復）を取らなかった

→ア～エが一連一体の不法行為

(2) 違法行為② 平成8年法改正前の一連の不法行為

ア～ウが法改正時まで継続する一連の不法行為

(3) 違法行為③ 優生手術の実施

ウ単独でも不法行為

7 除斥期間

(1) 違法行為①は、今でも違法行為が続いているので除斥期間は問題にならない。

(2) 違法行為②は平成8年から20年が経過し、違法行為③は手術から20年が経過しているため除斥期間が問題となる。

ア 判例上、除斥期間を適用することが著しく正義・公平の理念に反するような特段の事情がある場合、除斥期間の適用は制限される。

本件では以下のような特段の事情が認められる。

① 国策として優生手術が行われ、生涯にわたって差別を受け尊厳が毀損された

② 優生思想を正当化する教育がされ手術された人に対する偏見・差別が社会に浸透した

③ 手術が、身体拘束、麻酔薬使用、欺罔の手段を用いることを許容していた

- ④ 平成8年まで法改正せず、法改正しても優生条項の違憲性を明確にしなかった、改正後も手術は適法であると言いつけた
 - ⑤ ③④により、原告らは自分が受けた手術が国による不法行為であることを認識できずに20年経過した
 - ⑥ 憲法違反の法律を作り優生政策を推進した国が、下位規範である民法724条後段により免れるのは不当
- イ 除斥期間は、最高裁で優生手術の違憲性が認定され、賠償請求を認容する判決が出た時から6か月は除斥期間の効果は生じない。

第2 今後の活動予定

- 1 10月11日(火)午後3時～ 仙台高裁期日
※飯塚さん、浅野元宮城県知事尋問予定
- 2 10月17日(月)午後4時～ 仙台地裁期日
※結審予定
- 3 10月25日(火)12時30分～
※優生保護法問題の全面解決を目指す全国集会（日比谷野音）
- 4 12月19日(月) 優生保護法全国一斉電話相談 日弁連主催